

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

老朽化消火器の適切な取扱いに係る周知の徹底について

老朽化消火器の破裂による人身事故防止については、平成13年度に全国で3件の死傷者を伴う事故が発生したことを受け、同年以降、全国火災予防運動において老朽化消火器の適正な回収を推進するとともに、「消火器の廃棄に際しての事故防止について」（平成13年3月9日付け消防予第77号）等を踏まえて指導を行うようお願いしてきたところです。

しかしながら、去る9月15日及び16日に大阪市東成区及び福岡県行橋市において、腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し受傷したと見られる事故が相次いで発生しました（別紙参照）。

これを踏まえ、各都道府県及び消防機関においては、今後、類似の事故が発生することを防止するため、住民及び事業者に対して、下記事項についてより一層の周知徹底を図られるようお願いいたします。

その際には、各地域における廃消火器リサイクルの回収窓口及びその連絡先の一覧表を作成し、配布・広報する等、消火器の回収先の周知も併せて行うようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認するとともに、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは、絶対に使用しないこと。
- 2 不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、回収を行っている事業者へ廃棄処理を依頼すること。特に、腐食が進んでいる加圧式の消火器は、容器破裂の危険性が大きいので、速やかに廃棄処理を依頼することが望ましいこと。

【連絡先】

総務省消防庁予防課
渡辺（剛）・塩谷
電話 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533

過去10年間における老朽化消火器の破裂による人身事故の状況

事故発生 年 月		場所	人的被害		機種型式	製造年	製造年経 過年数	事故概要	
								事故発生の状況	破損箇所
平成 11	12	東京都 北区	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式 10 型	1987	12	解体作業中	容器本体底部
13	3	愛知県 名古屋市	死者	1名	ABC 粉末 加圧式 20 型	1979	22	廃棄のための放射操作	容器本体底部
13	4	北海道 帯広市	死者	1名	ABC 粉末 加圧式 20 型	1977	24	野焼きの火を消しようとして操作	容器本体底部
13	11	福島県 いわき市	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式 10 型	1975	26	子供が遊んでいたところ 破裂	底部が破損
16	7	千葉県 八千代市	負傷者	1名	粉末 加圧式 10 型	—	—	消火器を分解中、口金が 割れてガスが噴出し、飛 び出したもの	口金が破損
18	4	佐賀県 佐賀市	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式 10 型	—	—	個人住宅に設置していた 消火器を移動した際、底 部の腐食部分が破裂	容器本体底部
18	9	京都府 京都市	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式 10 型	1989	17	下水へ流すため、安全栓 を抜き、レバーを握ったと ころ破裂	容器本体底部
20	4	北海道 函館市	負傷者	1名	粉末 加圧式	1981	27	廃棄するため、レバーを握 ったところ破裂	容器本体底部
21	9	大阪府 大阪市	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式 20 型	1989	20	子供が遊んでいたところ、 屋外駐車場に置かれてい た消火器が破裂	容器本体底部
21	9	福岡県 行橋市	負傷者	1名	—	—	—	納屋の軒下に置かれてい た消火器を自ら廃棄しよう と、操作したところ破裂	容器本体底部

(注) (社) 日本消火器工業会の調査及び関係消防本部からの報告による。